

(請求人による通し番号 9 - 3)

「上尾市いじめ問題調査委員会」による『調査報告書』、および関連する上尾市教育委員会の動きについて、以下の(1)～(3)の情報の開示を求めます。なお、今回のいじめ問題については、本請求書では「本いじめ事案」と表記します。

(1) 「上尾市いじめ問題調査委員会」の『調査報告書』の報告と市教委による公表を時系列にすると次のようになります。

2023(令和5)年

5月10日 「上尾市いじめ問題調査委員会」(最終回)の開催

7月27日 「上尾市いじめ問題調査委員会」による『調査報告書』が示される

8月23日 「上尾市いじめ問題調査委員会」の調査報告書の公表

このことを踏まえて、以下の情報の開示を求めます。

(1) - 1 「本いじめ事案」に関連して、5月10日から7月27日までの「上尾市いじめ問題調査委員会」および上尾市教育委員会の動き(『調査報告書』の最終校正、それに伴う市教委事務局の動きなど)が判別できる文書・資料等。

(1) - 2 『調査報告書』が示されて以降、市教委が公表するまで1か月近くを要した理由が判別できる文書・資料等。

なお、上尾市議会9月定例会の質問通告の〆切日が、市教委が公表した翌日(8月24日)となっていました。この日程では、一般質問の項目に「本いじめ事案」の問題を入れるには困難であり、請求人は市教委の公表日と市議会一般質問の通告〆切日とは関連があると推測します。

したがって、公表までに1ヶ月近くを要した理由を示す際には、議会一般質問〆切日との関連も判別できる文書・資料等の開示を求めるものです。

(2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法)では、総合教育会議と教育委員会の関係について、次のように定められています。

**(総合教育会議)**

**第一条の四**

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

「本いじめ事案」は、この条項に合致すると考えられますが、昨年度開催された「上尾市総合教育会議」の議題は以下のとおりとなっています。

2022(令和4)年度 上尾市総合教育会議

第1回 2022.11.22 議題(1)英語教育について(2)中学校部活動について

第2回 2023.01.25 議題(1)ウィズコロナにおける本市の学校教育について

上記2回とも市長による開催。

以上のとおり、地教行法の定めからも、「本いじめ事案」は「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき」にあたる問題であると思われませんが、なにゆえに上尾市教育委員会として「地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求める」ことをしなかったのか、その理由あるいは経緯が判別できる文書・資料等。

- (3) HPにて「上尾市いじめ問題調査委員会」による『調査報告書』等を公表した際、上尾市教育委員会は次のようなコメントを公表しています。

#### 4 教育委員会からのコメント

このたびは、本いじめ事案により、当該生徒様および保護者様を深く傷つけてしまったこと、深くお詫び申し上げます。今後、このような事案が二度と起きないように、各学校で定めている「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ解消に向けて取り組んでまいります。そして、各学校および教育委員会が取り組んでいるいじめの未然防止の取組をより一層充実させてまいります。

上記のとおり、「このたびは、本いじめ事案により、当該生徒様および保護者様を深く傷つけてしまったこと、深くお詫び申し上げます」と記述されています。このことを踏まえて、以下の情報の開示を求めます。なお、文中の「直接謝罪」とは、基本的には面談しての謝罪ですが、記名したうえでの手紙による謝罪を含めます。

- (3) - 1 「本いじめ事案」に関し、西倉教育長が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等。
- (3) - 2 「本いじめ事案」に関し、教育委員（単独・複数可）が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等
- (3) - 3 「本いじめ事案」に関し、上尾市教育委員会事務局職員が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等
- (3) - 4 「本いじめ事案」に関し、当該中学校の校長が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等
- (3) - 5 「本いじめ事案」に関し、当該中学校の教頭あるいは職員が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等